

野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱

平成28年3月改訂

野 田 市

目次

1	目的	1
2	基本的視点	1
3	具体的展開方向	1
	（1）子育て支援対策	1
①	地域における相談、助言及び情報提供に関する体制整備の促進	1
②	居宅養育支援サービスの充実	2
③	多様な保育サービスの充実	3
④	施設養育支援サービスの充実	3
⑤	ひとり親家庭支援との連携	4
	（2）児童虐待防止対策	5
①	児童虐待防止のための啓発活動の積極的推進	5
②	虐待防止及び被害児童の保護のための取組体制の強化	5
③	子育て相談及び子育て情報の提供機能の充実及び強化	7
④	虐待防止のための支援体制の充実	8

1 目的

子どもは、未来の社会の担い手であり、その健全育成は社会全体の課題である。このような認識を踏まえて、野田市は、「子育ての基本は家庭に、子育て支援は地域ぐるみで」を視点に「子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち」の基本理念を引き継ぎ、「野田市エンゼルプラン(第4期計画)」を策定し、保護者のニーズに即した各種事業及び施策の積極的導入及び推進を図るとともに児童虐待防止対策について、重点施策として明確に位置付けた。

これを受け、エンゼルプランと整合を図りつつ別立てで策定した「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」を、「児童の安全を最優先する」市の方針、国の法制度改正、虐待による重大事例の検証結果報告などを踏まえ、深刻化する児童虐待の未然防止並びに早期発見及び早期対応を図るため見直しを行い、引き続き実効性のある総合的対策を推進する。

2 基本的視点

次の基本的視点に立って、各般の施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ① 子育てに関する不安や悩み、保護者の孤立感を軽減するため、民間活力を積極的に導入し、教育・保育の量の確保と質の改善、地域の子育て支援の充実を趣旨とする子ども・子育て支援新制度と多様なニーズに対応する子育て支援サービス提供体制を確立することで、地域における子育て支援の充実を図り、児童虐待などの予防に役立てる。
- ② 児童虐待対策については、関係機関、団体との密接的連携の下に「児童の生命・安全の確保を最優先とする」ことを基本とし、地域の実情を踏まえた対応と再発防止の取組等きめ細かな対策を講じる。
- ③ 児童虐待の早期発見、早期対応について更なる強化を図るため、地域全体の児童虐待防止意識高揚のための対策を講じる。

3 具体的展開方向

(1) 子育て支援対策

① 地域における相談、助言及び情報提供に関する体制整備の促進

子ども・子育て支援新制度に位置付けられた地域子育て拠点事業である地域子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンが共通の事業を行えるよう、子ども館や子育て支援総合コーディネート事業と連携を図りながら進めていく。

ア) 地域子育て支援センター整備事業

地域における子育て拠点として、子育て世代の交流、相談、情報提供、講座開催の4事業を実施する。新たな拠点の整備については、地域バランスに配慮しつつ、整備の必要性を検討する。

イ) 子育てサロンの整備推進

子育て世代の交流、相談及び一時預かりなどを実施する「子育てサロン」を設置しているNPO法人などに対して事業費の一部を補助する。

新制度において地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられたことから、別途委託事業として再編する。

ウ) つどいの広場事業の充実

乳幼児を持つ保護者同士が交流を図れる場だけでなく、アドバイザーが保護者からの相談や助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除き、育児負担を軽減する。

いちいのホール内の設置という利点を生かし、ホールの施設を積極的に活用し、スペース確保と事業の充実を図る。

エ) 子育て支援総合コーディネーター事業の充実

市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、ホームページ「かるがもネット」による子育て支援情報の発信や、電話、メールなどで相談を受け付け、その家庭に適した支援サービスのあっせん等の利用者支援を行う。これまで委託事業として社会福祉協議会に配置していたコーディネーターは、市の直営事業として「子ども支援室」に移行し事業を継続する。

オ) 子ども支援室との連携

妊娠期から18歳までの児童に係る「切れ目ない支援」を行うため、発達障がい等様々な相談にワンストップで対応する「子ども支援室」を設置し、妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、児童虐待のリスク軽減と早期発見につなげる。

② 居宅養育支援サービスの充実

ア) 乳児家庭全戸訪問事業の充実

乳児を持つ家庭全ての子育ての孤立化を防ぐため、保健師・助産師の専門職による新生児期または乳児期に全戸訪問を行い、育児不安や産後うつなどの早期発見と対応に取り組む。なお、若年出産等ハイリスク要因のある保護者に対しては、保健師などによる訪問指導等を計画的に実施し、見守り体制を強化、子ども支援室等関係機関と連携し、必要な支援を実施する。また引き続き要保護児童対策と連携することで居所不明児童の早期の把握に努める。

イ) 訪問型一時保育事業の充実

自宅で保育している保護者が病気や冠婚葬祭などで保育ができない場合、生後57日目から小学校4年生までの健康な児童を対象に自宅に保育士など

を派遣し保育を行う。会員登録が不要で緊急時の一時利用に対応できるため、事業のPRに努め利用の促進を図る。

ウ) 育児支援家庭訪問事業の充実

出産及び養育について、育児不安を抱えるなど支援の必要がありながら自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、子ども支援室や保健センターの母子保健事業と連携を図る中で新生児期または乳児期の全戸訪問などの積極的なアプローチにより育児相談及び指導、簡単な家事などの訪問支援を実施する。

③ 多様な保育サービスの充実

ア) 延長保育の充実

就労形態の多様化のため延長保育のニーズが高く、全ての保育所では午前7時から午後7時まで実施し、指定管理者導入保育所及び民間保育所では延長時間を拡大し、実施している。

保護者の保育ニーズに対応すべく今後も実施を継続する。

イ) 休日保育の充実

日曜、祝日などの保護者の就労などを理由に家庭で保育が困難な乳幼児について休日の保育を行う。市内2か所の保育所で実施し今後も継続する。

④ 施設養育支援サービスの充実

ア) 病児・病後児保育の充実

施設型の病児・病後児保育事業を小張総合病院に委託し病院敷地内に定員4人の「ひばりルーム」を開設。病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態のときに保育を行う。

利便性の向上に配慮していくとともに、感染症における利用の制限などについても理解を得るため周知を図る。

イ) 一時預かり事業の充実

保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育が一時的に困難となった乳幼児を保育所などで保育する。

現在実施している民間保育園(4園)及びNPO法人が運営する子育てサロン(3か所)で引き続き実施するとともに、民間保育所の整備計画の中で実施の可能性を検討する。

ウ) ショートステイ事業の実施

子育てに疲れたなど育児不安を抱えた保護者への支援及び子どもを同伴しての外泊ができないなどの事情が発生した場合や要保護児童対策におけるセーフティネットとして、子どもを児童養護施設に一時的に預けることで児童虐

待の未然防止を図る。

⑤ ひとり親家庭支援との連携

エンゼルプランにおいて重点施策に位置付けられ、ひとり親家庭の自立支援の推進を図る具体的な計画として別立てで策定された「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第3次改訂版」で位置付けた各種事業について制度の周知及び利用の促進を図る。

ア) 情報提供、相談機能、支援体制の強化

ひとり親家庭等に対する支援策について、市報等による広報啓発のほか、母子・父子自立支援員が相談者のニーズに合った情報提供・相談支援を行う。また、母子・父子自立支援員と主任児童委員等が個別に同行訪問し、見守りや相談等の支援活動を行うことで制度の周知を図る。

イ) 就業支援の拡充

ひとり親家庭が安定的な収入を得ることで自立した生活できるよう、母子・父子自立支援プログラム策定事業や雇用促進奨励金の活用等の他、ハローワークや市の無料職業相談所等と連携し取り組むことで就労支援を図るとともに、市の無料職業相談所の職業相談員と母子・父子自立支援による、ひとり親家庭向けの独自の求人開拓を行う。

また、経済的自立を図るための母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業や母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業を活用することで、ひとり親家庭の自立に向けた生活支援を図る。

ウ) 子育て支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てしながら仕事や求職活動、職業訓練ができるようひとり親家庭等日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣や、保育所、学童保育所における児童の受入れの円滑化及び延長保育等の充実を図る。

エ) 居住支援の充実

ひとり親家庭の早期の自立を促進するため、低所得者に対する民間賃貸住宅入居時の家賃等費用の一部助成や、市営住宅の優先入居等により生活基盤の安定を図る。

オ) 養育費確保のための支援策の推進

子どもの健やかな成長にとって重要である養育費を確保するため、母子寡婦福祉会が実施する無料法律相談を支援するとともに、弁護士による養育費個別法律相談会を実施する。

カ) 経済的支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当制度や養

育者支援手当制度の周知及び適正かつ円滑な支給事務を図る。また、保育所、学童保育所の保育料の減免制度やひとり親家庭等医療費助成制度及び未婚の母・父への寡婦控除のみなし適用を実施する。

(2) 児童虐待防止対策

① 児童虐待防止のための啓発活動の積極的推進

虐待は日常的に関心を持ち、細心の注意を払うことで発見される場合が多いこと、虐待による被害の未然防止及び再発防止に向けて、児童に関係する機関、団体はもとより地域全体が虐待の兆候を発見し、関係機関による早期対応につなげられるよう意識を高める必要があることから、地域全体に対して啓発活動を行う。

ア) 市報及び野田市ホームページへの掲載、啓発資料作成、関係機関から配布されるチラシなどを利用した啓発活動などを要保護児童対策地域協議会で検討する。

イ) 援助関係者を含む地域全体が児童虐待に関する理解を深め、虐待防止への意識を高揚させることを目的とし、市内小中学生を対象とし、こんな家族が私の願いというテーマで絵画を募集する「わたしの願う家族・家庭」ポスター展を実施する。

現在、児童虐待防止推進月間中に市役所を中心として開催しているが、今後は協議会関係機関に協力を要請し、市内各公共施設など複数会場での開催を検討する。

ウ) 児童虐待防止推進月間の期間中、野田市の公用車等や、そのほか趣旨に賛同いただける機関の車両に、児童虐待防止に関する内容を記載した表示物を装着するなど、啓発媒体を増やすことで地域全体の意識向上に役立つ。

② 虐待防止及び被害児童の保護のための取組体制の強化

ア) 「野田市要保護児童対策地域協議会」の体制強化

1) 虐待ケースに関わる機関の中で、協議会を構成する関係機関となっていない団体や市外機関などとの連携が必要な場合に備え、認可外保育施設や幼稚園類似施設など参加機関の充実を検討する。

2) 児童虐待ケースとして、進行管理台帳に登録されている子どもの進行管理については、実務者委員のなかで庁内機関と児童相談所、主任児童委員、座長により毎月1回実施する。なお、困難事例に関しては、実務者全体会に報告し委員全員で検討する。

また、委員に対してより効果的な情報提供に配慮する。

- 3) 進行管理台帳に登録されている子どもで、学校や保育所、幼稚園、特別支援学校等(以下「学校等」という。)に所属している場合は、毎月1回所属する学校等から、欠席や児童について気付いた点などを書面で情報の提供を依頼し、提供された情報は進行管理の中で評価及び検討する。
- 4) 関係機関、団体などの対応力強化を図るため、児童虐待に関する各種研修情報を提供するほか、委員対象の研修会を実施する。
また、関係機関、団体などが独自に研修などを実施する際には、市の現状や体制について説明するなど、全体の意識向上に協力する。

イ) 児童相談における第一義的機関としての市の体制強化

平成16年度の法改正により市町村が虐待通報先と明記され、児童相談における第一義的機関として位置付けられたことから、相談及び通報時の対応について以下のとおりとする。

- 1) 疑いや心配として相談が入った段階から虐待通報として取り扱う。
- 2) 通報受理後48時間以内に、職員及び職員が依頼した者が子どもの安全確認を行う。
- 3) 安全確認後の対応については、市の基本方針である「児童の安全を最優先する」を念頭に指導及び支援を行う。
ただし、任意的手段を優先する明確な理由がない場合は、直ちに児童相談所に立入調査や一時保護を要請する。
- 4) 市職員全体で児童虐待の兆候を見逃さないよう、早期発見に向けた意識向上のための対策を検討する。
- 5) 児童相談係を設置し児童問題専任ケースワーカーを複数配置。係員の専門性の強化を図るため研修などを積極的に活用する。
- 6) 児童記録、進行管理台帳への記載及び連絡確認の漏れを防止するため、対応状況を管理するシステムの導入を検討する。

ウ) 関係機関における虐待兆候への発見及び対応力の向上

子どもと一番接する機会が多い学校等の教育施設や、学童保育所、子ども館等の児童福祉施設において、子どもの視点から虐待の兆候を発見し、通報などへつなげるための研修会を実施する。研修の成果を活かし共通認識のもとで、職員同士が連携して被害児童の保護に取り組む。

エ) 関係機関の対応マニュアルの改訂

既存の「野田市児童虐待防止対応マニュアル」の利用状況を調査し、更に利用しやすくするため関係機関職員の意見を取り入れ、虐待兆候発見な

どに対応できるマニュアルに改訂する。

オ) 主任児童委員の資質向上

児童虐待問題を含め、地域における児童健全育成活動の中心的な役割を担う主任児童委員について、県主催の研修などに積極的に参加を促し、児童虐待問題への対応能力の強化を図る。

カ) 居所不明児把握システムの体制強化

市に住民登録があるにも関わらず乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業などによっても子どもに面会できない家庭について、母子保健部局などの関係機関との連携による情報把握により、当該家庭について実態把握を行うための体制を整備し、迅速に児童の所在と安全を確認し、必要に応じて適切な支援につなげる。

③ 子育て相談及び子育て情報の提供機能の充実及び強化

虐待増加の背景として、子育てに必要な知識の欠如及び相談相手の不在から、保護者などが悩みを一人で抱え込みストレスを溜め込んでいる状況が見られることから、子ども支援室との連携他子育て相談及び情報提供機能の充実を図り、虐待の未然防止に資する。

ア) 子育て支援対策における対応

- 1) 地域子育て支援センターの整備 (前掲→(1)①ア)
- 2) 子育てサロンの整備 (前掲→(1)①イ)
- 3) つどいの広場事業の充実 (前掲→(1)①ウ)
- 4) 子育て総合コーディネート事業の充実 (前掲→(1)①エ)
- 5) 子ども支援室との連携(前掲→(1)①オ)

イ) 児童虐待相談電話「子どもSOS」の在り方の検討

児童虐待を受けている子ども本人又は虐待の疑いのある子どもを発見した方からの通報や、虐待をしているのではと悩んでいる保護者などからのSOSを受け止めるため、専用電話での相談事業を実施してきたが、同様の趣旨で24時間体制により実施されている児童相談所全国共通ダイヤルが3桁化(189)されたことで利便性が向上したため、専用電話を継続する必要性を含めて運営方法を再検討する。

ウ) 家庭児童相談員による巡回相談の充実

市内の認可保育所、学童保育所及び子ども館に相談員が出向き、利用者

などの相談支援を行っている。今後も保護者などにとっての身近な相談場所としての事業充実を図る。

エ) 子育て相談窓口を開設している関係機関の連絡体制の構築と児童虐待に対する認識の共有化

子ども支援室の他に、各関係機関による多様な子育て相談窓口を把握することで、相談者への適切な時期や対象を捉えた細やかな情報提供を行う。

子ども支援室が各関係機関の連絡体制の構築に向け取り組む中で児童虐待に対する認識の共有も図る。

④ 虐待防止のための支援体制の充実

ア) 妊産婦への支援の強化

母子健康手帳交付時に子ども支援室職員と保健師が面接を行い妊婦から育児不安などの問題把握や支援者に関して聞き取り、妊婦訪問につなげる。

面接や訪問で特定妊婦(出産後の子どもの養育について出産前からの支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)及び若年妊婦等ハイリスク要因があると判明した場合、妊娠届出から出産、育児に向けて保健師などが訪問を行う。同時に、速やかに子ども支援室等関係機関と連携し、継続した見守り、支援を実施する。

イ) 乳児家庭全戸訪問事業の充実 (前掲→(1) ② ア)

ウ) 育児支援家庭訪問事業の充実 (前掲→(1) ② ウ)

エ) 乳幼児健診などにおける虐待兆候把握のための体制の拡充

乳幼児健康診査、未受診者訪問などの事後指導として、幼児の発達や情緒、ことばの遅れ、その他育児上の問題などに対して臨床心理士や保健師、保育士などが親子教室、発達相談、ことばの相談及び育児相談を実施する。

また、乳幼児健康診査個人票の保護者の質問項目に虐待に関する項目を追加、問診などによる虐待兆候及び育児ハイリスク者を把握することで子ども支援室等関係機関と情報の共有化及び母子保健事業における保健師、臨床心理士、精神保健福祉士などの専門職と連携することで支援体制の強化を図る。

オ) 性に関する啓発活動の充実

「望まない妊娠」などでハイリスクに陥ることを防ぐため、性に関する正しい

知識を身に付けられる講演会の開催、啓発パンフレットの配布などの充実を図る。

カ) ショートステイ事業の実施（前掲→(1) ④ ウ）

キ) 虐待に悩む保護者への支援体制の整備

子どもへの接し方など虐待に悩む保護者のために、ネグレクトなどに至る要因を把握し、①暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を伝えることで、虐待の予防や回復を目指すいわゆる“ペアレントトレーニング”プログラム、②育児不安を抱える保護者のための不安解消に向けた支援プログラム及び③発達障がい等により育てにくい子への接し方に悩む保護者のための子育て支援プログラムについて、事業の委託に向け検討する。

ク) 虐待を受けている子どもへの支援について

ネグレクトなど虐待を受けている子どもの中には、生活や学習、身辺自立能力を身に付ける機会が少なく自立意識の乏しい状況が見られるため、子どもと身近に関われる機関において生活や学習、身辺自立の指導支援を行い、自立意識の向上を促す。経済的に困窮している家庭の中学生に対しては、生活支援課が実施している「生活困窮者学習支援事業」により学校以外での学習機会を設けることで高校進学等将来自立した生活を営むための進路を選択できるよう支援を行う。

なお、被虐待児への指導支援については、要保護児童対策地域協議会関係機関の協力を仰ぐ。

ケ) DV対策との連携

DV(配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力)を子どもの目の前でを行うことは心理的虐待に該当することから、被害女性の相談にあたっては、ケースワーカーが相談に同席するなど、児童への影響にも配慮し、母子の安全確保のための一時保護や、母子での自立をサポートする母子生活支援施設への入所等、DV相談窓口と連携して支援を行う。

用語解説

【児童虐待防止推進月間】

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月が「児童虐待防止推進月間」として位置付けられ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報及び啓発活動を実施することとされている。

【特定妊婦】

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。

妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的及び精神的障がいなどで育児困難が予測される場合などがある。

(平成20年度の児童福祉法の一部改正で定義された。)

【育児ハイリスク者】

若年(第1子出産時に20歳以下)の親、望まぬ妊娠及び出産、未婚、育児不安、多胎児、子の先天異常、親の疾病、経済困窮、孤立家族などの要因を、複数重ね持つことで虐待に発展する可能性がある。

【ショートステイ事業】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、緊急一時的に児童を児童養護施設等において一定期間、養育及び保護を行う事業

(平成20年度の児童福祉法一部改正で法律上に子育て短期支援事業として定義された。)